

2021年5月13日

高等教育キーパーソン各位

地域科学 KKJ セミナーニュース 556

アカハラ・パワハラ等対策の総点検—

キャンパス・ハラスメント防止対策の最新動向と実際Ⅶ

【6月3日（木）開催】

ご参画・ご派遣のお願い

新型コロナウイルス禍での大学運営が3年度目に入りました。  
この間の教職員・理事各位の奮戦と精励、誠におつかれ様であります。

“キャンパス封鎖とオンライン授業”化の中で、教員・職員と学生、教職員間における、新たな態様での“アカハラ・パワハラ”が現出し始めております。残念なことです  
が、ご留意いただければと存じます。

昨年6月から、大規模大学（従業員100人超）において施行された「パワハラ防止法」が、来年4月から、中小大学（従業員100人まで）も努力義務から義務となります。男女雇用機会均等法と育児・介護休業法の改正により、セクハラ等のハラスメント防止対策の強化が大学の規模を問わず、昨年6月に施行されています。

また、昨年6月に成立した改正公益通報者保護法による体制整備義務づけ及び通報者保護の実効化については、来年6月までに施行されることになっております。いわば、“大学法務”を担当する専門職員の存在の重要性が、益々増大しているといえましょう。

さて、本セミナーでは、キャンパスの“アカハラ・パワハラ”等対策をテーマに3人の  
コアパーソン各位に出講いただきます。

第1講の村中 知子氏からは、副学長・対策委員長であった同氏及びT. Y氏が、教員  
間ハラスメントを受けて3年、その後、3つの裁判で8年余という実体験からの貴重な教訓  
と提言をいただきます。大学法人の調査報告書及び議事録の開示が最高裁決定となった  
ことは、最も重要な成果です。

第2講の湯川 やよい氏からは、教員—学生間のアカハラ「グレーゾーン」の再考、ハ  
ラスメントの背景、そして、ミスコミュニケーションを本物の「被害」にしないための対  
応と提言をいただきます。

第3講の横田 由紀子氏からは、パワハラ等ハラスメント法令及び処分・裁判例の動  
向、事実調査・裁判への法的対処等について、弁護士の立場から報告と助言をいただきま  
す。

本セミナーの参加方式は、「当日会場参加」・「当日オンライン参加」・「メディア参  
加」の3形式をご用意しております。

ご多忙の折とは存じますが、ご関心の各位に本案内を転送いただけましたら幸いです。  
パンフレット版は下記をご高覧願います。

<http://chiikikagaku-k.co.jp/kkj/seminar/210603.pdf>